

2021年4月12日

厚生労働省ヤングケアラーの支援に向けた連携プロジェクトチーム



千葉県中核地域生活支援センターの実践から ヤングケアラーの支援について考える

中核地域生活支援センターがじゅまる（千葉県）
朝比奈 ミカ



千葉県市川市大洲 1-1 4-4 東洋荘 101
TEL047(300)9500 FAX047(300)9509
E-mail:gaju9500maru@cello.ocn.ne.jp

暮らしに関わる相談の法体系（生活困窮者自立支援法・前）

児童福祉法、児童虐待防止法

- ・18才未満対象
- ・家庭児童相談室、児童相談所 他

母子寡婦福祉法 売春防止法

障害者基本法、障害者総合支援法

生活保護法

社会福祉法、その他・・・

現役世代の支援策が少ない

複合した問題を抱える家族全体に対し包括的に関わる仕組みがない

子ども若者育成支援法（ひきこもり関連）

DV防止法

貸金業法（多重債務関連）

自殺対策基本法

ホームレス自立支援法

犯罪被害者等基本法

その他・・・

老人福祉法、介護保険法
高齢者虐待防止法

- ・65才以上対象（一部、40才以上）
- ・地域包括支援センター 他

システムの側の捉え方

- 「対象者」「対象とする問題」というフレーム

→ 対応されていない問題は存在しない建前

ex. 多忙の夫から家事を任され、2人の子どもを育て、
入院中の姉の看病をし、一人暮らしの母の介護を心配
するエツコさんは・・・

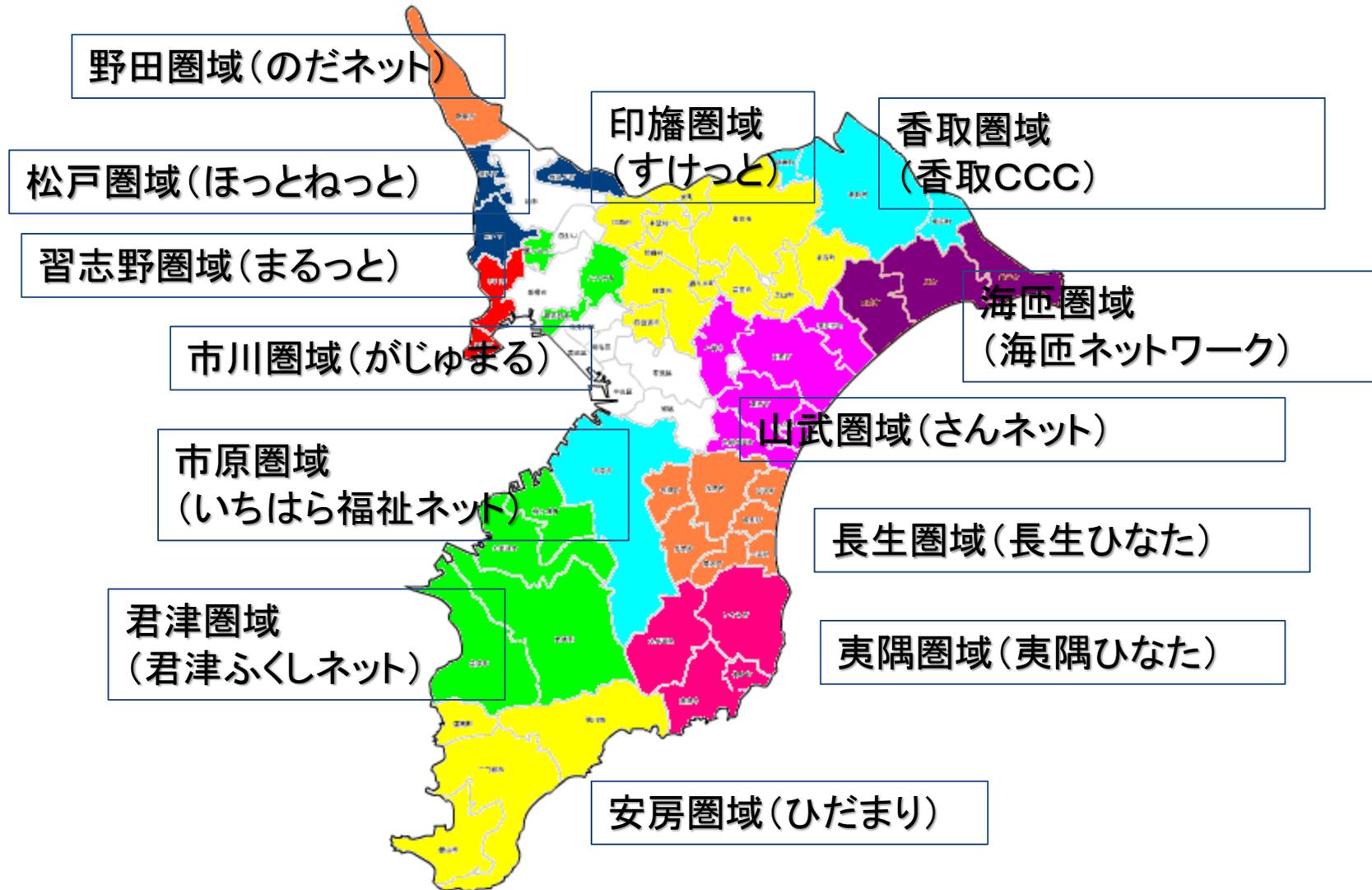
→ 「奥さん」？「お母さん」？「妹さん」？「娘さん」？・・・
エツコさん一人のことなのに！

- 誰にも「健康でお金と時間に余裕のある家族」がいて、
支えがあるというイメージ、幻想

中核地域生活支援センターとは

- 2004年度に設置された千葉県独自の包括的相談支援事業
- 県内13か所の保健所圏域ごとに委託を受けた社会福祉法人、NPO法人、医療法人等が事業の運営にあたる。
- **対象者や問題を問わない総合相談**が最大の特長
～年齢や障害の有無、問題の内容で分けない
- 障害者支援のノウハウを生かし、「相談」よりも「支援」を重視。
- **24時間・365日の相談支援体制**（平日日中時間帯以外も対応）
- さまざまな理由で自分らしさを奪われている方にアプローチする権利擁護の活動や、地域の人と協働して解決することができる地域づくりの活動にも取り組む。

健康福祉圏域と中核センターの配置



「がじゅまる」の概要

- 東京に近い市川市(人口49万人)と浦安市(人口16万人)の圏域を担当
- 障害福祉を専門にしてきた社会福祉法人一路会が、毎年度、他の障害福祉やホームレス支援、若者支援の法人と協力しながら事業を受託
- 常勤2名、非常勤(含・常勤兼務)5名の体制
 - 社会福祉士や精神保健福祉士、介護職等でチームを構成
- 市川市において、生活困窮者自立支援法における自立相談支援を受託ホームレス支援団体、就労支援団体と連携して運営

中核地域生活支援センター活動白書2019



地域共生社会に向かって

—つながり続ける支援とは—

千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会

相談支援活動分析調査の報告

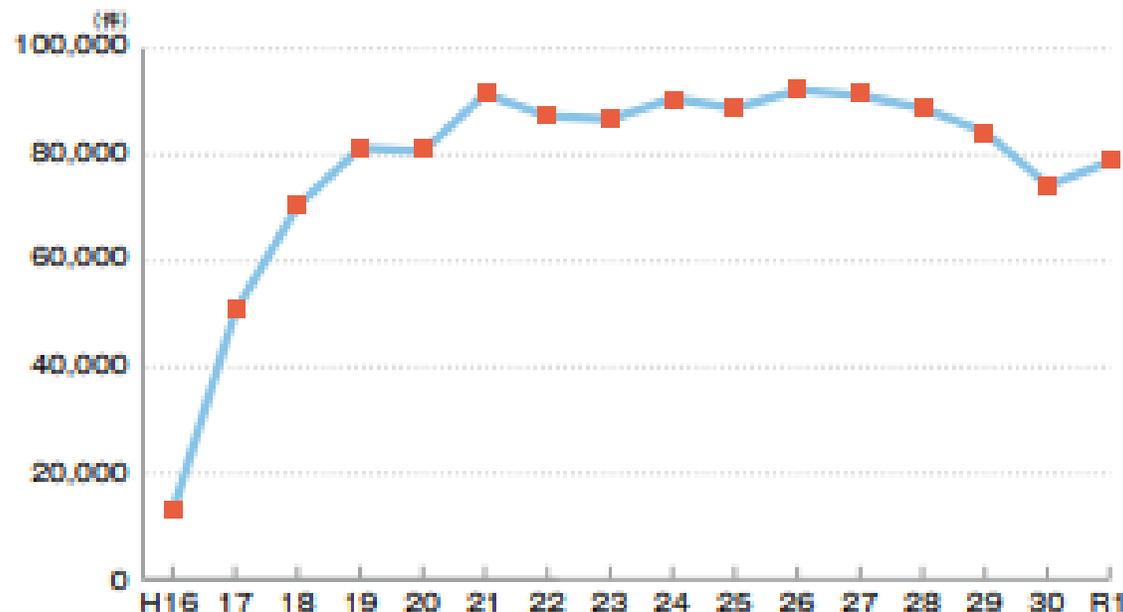
令和元年度の新規相談者は3,032人でした。

なお、継続相談者は延べで13,942人(月毎延数)、総相談延数は78,851件でした。

【図1／中核センターへの相談件数年度推移】

設立から昨年度(令和元年度)までの、全センターの相談総数の推移です。

※初年度である平成16年度は半年間の稼働であったため、比較を行うためにデータ数を2倍に記しています。



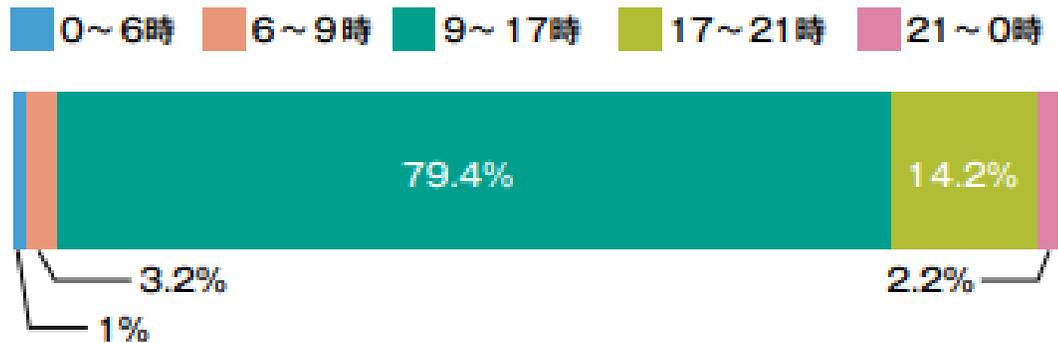
圏域	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	相談件数	新規実人数	相談件数	新規実人数	相談件数	新規実人数
習志野	4115	118	1367	156	3028	157
市川	7582	230	9399	208	8063	167
松戸	9693	406	9508	379	9697	421
野田	9557	170	9428	188	10152	216
印旛	8001	342	7329	404	7757	418
香取	2135	119	3238	123	3331	100
海匝	4172	177	4142	208	4222	221
山武	5610	256	4915	527	4535	360
長生	9683	290	6741	230	7898	246
夷隅	5039	173	4300	118	3333	139
安房	3745	113	3400	76	3404	86
君津	5292	122	4320	149	5389	146
市原	7219	268	7849	274	8042	355
合計	81843	2784	75936	3040	78851	3032

時間帯別、対応方法別の状況

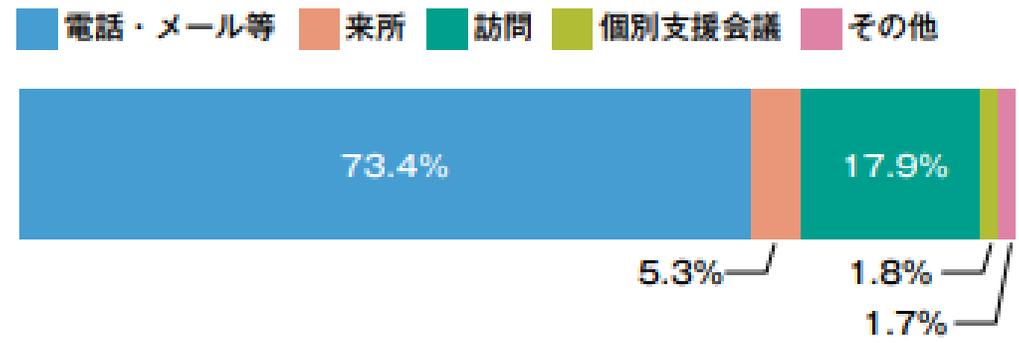
日中時間帯(土日祝祭日を含む)は79.4%、それ以外の時間帯(17~翌9時)の相談は20.6%。曜日別に見ると、土・日・祝日の対応は10,808件、全体の13.7%。

訪問には、相談者のご自宅のほか、職場や行政機関、福祉サービス事業所や学校、医療機関等への同行支援を含み、延べ14,102件、相談件数全体の17.9%。個別支援会議も日常的で、延べ1,393件。

【図2 / 時間帯別の状況】



【図3 / 対応方法別の状況】



中核センターの寄り添い型支援はどうなっているか。①

「寄り添い型支援の対象者」
1,066人を抽出

中核センターが相談支援のプロセスにおいて「買い物、安否確認などの直接的な生活支援」や「傾聴、話し相手」「食糧支援」などを実施しながら「信頼関係の形成」に時間をかけて取り組み、問題解決や生活の立て直しを支えていった方々を、「寄り添い型支援の対象者」とする。

【表 A：抽出した項目の内容】

買い物、安否確認などの直接的な生活支援

買い物や掃除を手伝ったり、自宅を訪問して声をかけて安否を確認する等、相談支援の過程での関係作りやアセスメントを目的とした働きかけを指します。

信頼関係の形成

相談者との間の関係は相談支援の基盤となるものですが、分析調査ではその中でもとくに信頼関係の形成に時間と配慮が必要だった相談者についてカウントしています。

傾聴、話し相手

相談支援において相談者の話を聞くことは基本となりますが、分析調査ではとりわけ時間と配慮をもって話を聞いた相談者や、話を聞いて気持ちを整理することで終結となった相談者についてカウントしています。

食糧支援

フードバンクへのつなぎだけでなく中核センター自らが食糧をストックして提供する等の場合も含まれます。安否確認やアセスメントを目的とする場合もあり、多くがその後の関係作りにつながっていきます。

中核センターの寄り添い型支援はどうなっているか。②

年齢や障害の有無、家族の有無を問わず、どの分野にも寄り添い型支援を必要としている人たちが一定程度存在している。

【表1】

年齢層別	全体	寄り添い型	差異
18歳以下	12.5%	11.4%	-1.1%
0歳～12歳まで（小学校卒業まで）	3.0%	2.4%	-0.6%
13歳～18歳まで（高校卒業まで）	9.5%	9.0%	-0.5%
19歳～64歳まで	59.1%	63.7%	+4.6%
18歳～29歳まで	12.1%	13.1%	+1.1%
30歳～39歳まで	11.6%	13.0%	+1.5%
40歳～64歳まで	35.4%	37.5%	+2.1%
65歳以上	17.2%	18.9%	+1.7%
不明	11.3%	6.0%	-5.3%

【表2】

世帯別	全体	寄り添い型	差異
単身	25.8%	27.8%	+2.0%
高齢者世帯	4.0%	4.7%	+0.7%
ひとり親	6.1%	6.2%	+0.1%
高齢・ひとり親以外の家族世帯	47.1%	48.8%	+1.7%
18歳未満の子がいる世帯	9.4%	8.7%	-0.7%
18歳～29歳の若者がいる世帯	7.4%	7.7%	+0.3%
その他	30.3%	32.4%	+2.1%
不明	17.1%	12.6%	-4.5%
生活保護世帯	11.5%	11.8%	-0.3%

【表3】

障害種別	全体	寄り添い型	差異
身体	5.2%	4.5%	-0.7%
知的	12.0%	9.3%	-2.7%
精神	25.5%	29.0%	+3.5%
手帳取得支援（他）	14.0%	17.4%	+3.4%
障害総数	41.2%	41.2%	0.0%
障害なし	58.8%	58.8%	0.0%

中核センターの寄り添い型支援はどうなっているか。③

- ・寄り添い型支援の対象者を全体と比べてみたところ、
「家族関係の悩み」で11.3ポイント、
「経済的困窮」で8.3ポイント、
「不登校・ひきこもり」で7.5ポイント、
「医療」で7.3ポイント、
「健康不安」で6.1ポイント高い。
- ・「介護・支援サービス」や「住まい」は全体のなかで割合の高い項目ですが、寄り添い型支援の対象者との比較では大きな差異は見られない。

【表4】

相談の内容	全体	寄り添い型	差異
経済的困窮	21.1%	29.4%	+8.3%
介護・支援サービスに関すること	28.8%	27.2%	-1.6%
子育てや介護の悩み	11.8%	14.5%	+2.7%
仕事に関すること	16.6%	20.9%	+4.3%
住まいに関すること	22.1%	24.0%	+1.9%
医療に関すること	18.1%	25.4%	+7.3%
健康不安	13.9%	20.0%	+6.1%
家庭内の暴力・虐待	14.0%	16.2%	+2.2%
財産管理・金銭管理	6.1%	10.8%	+4.7%
不登校・ひきこもり	13.9%	21.4%	+7.5%
家族関係の悩み	28.5%	39.8%	+11.3%
人間関係の悩み	9.9%	14.6%	+4.7%
自立したい・させたい	14.4%	19.9%	+5.5%

中核センターの寄り添い型支援はどうなっているか。④

【表5】

中核の対応	全体	寄り添い型	差異
生活保護の申請支援	4.9%	7.6%	+2.7%
介護・支援サービスに関する支援	23.6%	25.1%	+1.5%
介護・子育て・障害の相談窓口等の紹介	15.6%	14.2%	+1.6%
就労に関する支援	5.8%	8.4%	+2.6%
住まいに関する支援	16.0%	21.7%	+5.7%
医療に関する支援	16.2%	27.1%	+10.9%
病気や疾病、療育に関する説明、情報提供	11.7%	18.2%	+6.5%
家族関係の調整	11.6%	19.6%	+8.0%
人間関係の調整	3.7%	6.2%	+2.5%
地域の活動団体の紹介	4.3%	8.1%	+3.8%
関係者会議の主催または参加	12.7%	17.4%	+4.7%
書類・契約等の手続き支援	3.7%	6.7%	+3.0%

- ・寄り添い型支援の対象者を全体と比べてみたところ、「医療」で10.9ポイント、「家族関係の調整」で8.0ポイント、「病気や疾病、療育に関する説明、情報提供」で6.5ポイント、「住まい」で5.6ポイント高い。

中核センターの寄り添い型支援はどうなっているか。⑤

- 寄り添い型支援の対象者は全体に比べて相談内容の項目数が多く、それに合わせて対応の項目数も多くなっている。

【表6：相談内容の数】（1カ月以内に終了した方を除く）

項目数	n=1,648		n=806
	全体	寄り添い型	差異
1	25.5%	12.9%	-12.6%
2	20.9%	17.7%	+3.2%
3	17.8%	20.0%	+2.2%
4	11.5%	14.8%	+3.3%
5	8.1%	11.5%	+3.4%
6	5.8%	8.2%	+2.4%
7	3.9%	5.1%	+1.2%
8	2.5%	3.2%	+0.7%
9	1.2%	1.9%	+0.7%
10以上	2.8%	4.7%	+1.9%

【表7：中核センターの対応項目の数】（1カ月以内に終了した方を除く）

項目数	n=1,648		n=806
	全体	寄り添い型	差異
1	34.5%	5.0%	-29.5%
2	24.4%	30.0%	+5.6%
3	15.5%	24.2%	+8.7%
4	10.1%	15.0%	+4.9%
5	4.4%	6.2%	+1.8%
6	3.3%	5.3%	+2.0%
7	1.7%	2.9%	+1.2%
8	2.0%	3.8%	+1.8%
9	1.7%	3.0%	+1.3%
10以上	2.4%	4.6%	+2.2%

ニーズは変化しても必要な支援は変わらない

* ノウハウの基盤は障害者支援。一貫して、「助言」「情報提供」ではなく「**支援**」に重きをおいてきた

- ① H16年の開設当初から、障害のある人たち（疑いを含む）からの相談が7割
→ 障害者総合支援法下の相談支援事業へ
- ② リーマンショック以降、生活困窮ニーズが増加
→ H27年からの生活困窮者支援へ
- ③ 家庭の基盤が弱い、子ども・若者の支援がこれからのテーマ

ヤングケアラーの人たちへの関わり

①Aさん・17才（高校生）

軽度認知症の祖母とアルコール依存症の父を介護。高校からの相談。

②Bさん・15才（中学生）

母の精神科受診に付き添い。主治医から相談。

③Cさん・16才（特支高校生）

母のDV相談に通訳のために付き添い。家庭児童相談室、特別支援学校から相談。

④Dさん・17才（高校生）

癌末期の母の看病と弟の面倒。生活保護CWから相談。

⑤Eさん・10才（小学生）

知的障害が疑われる両親と手帳を持つきょうだいの中で、キーパーソンに。

ケアされる家族（祖父母、両親、きょうだい）の抱える 課題

- 精神科の疾患、障害
- 難病、癌などの重い病気
- 知的障害、またはその疑い
- 発達障害があり、極端に不安感が強い
- 外国出身で日本語が話せない、読めない、書けない
- 軽犯罪を繰り返す

ヤングケアラーが担っている役割

- 家事、介護
- 通院同行を含む看病
- 不安の受けとめ、愚痴の吐き出しなど精神的な支え
- 経済的な支え（少なくとも自立）
- 行政手続きの代行、相談への付き添い、代弁
- 家族のキーパーソンとしての役割

「ヤングケアラー問題」の社会的背景

- 家族人数の減少
 - 社会の仕組みの問題（依然として家族を当てにする）
 - 制度の縦割りが家族を分断
- 家族のなかで、比較的、健康で能力のある人に負担が集中する

課題を抱える子どもたち（社会からの隔絶、排除）

- 家族や関係機関から**当てにされてしまう**
→ 誰かを頼って助けてもらえた経験が少ない
- 健康な家族の生活を知らない
→ 自分の生活が「特別」だと気づくのが遅れる
- 友だちの家族や生活が羨ましい
→ 自分の家族や生活のことを話せない
- 家族のために自分を犠牲に
→ 自分のための時間がない、又は極端に少ない
- **退学退校や不安定雇用を余儀なくされる**

現場からの問題提起

- ヤングケアラーの問題（子どもたちがケアを担っている状況）は子どもたちが置かれている状況を象徴的にあらわしている。問題を切り取るのではなく、**全体として捉える必要**あり。
- **社会的ネグレクト＝所属内でのネグレクト（学校や会社）**
- 相談して【**良い経験**】がなければ、相談しようとは思わない。（相談しようと思いつくこともないかもしれない。）
- 「家族」に負荷をかけて追い詰めている社会（制度、専門職の意識、慣行等）の側の問題
- 当事者の声を聴くことが大切。（20代の元・子どもたちが代弁可能）

ご清聴、ありがとうございました

